○農林水産省告示第二千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市マキノ町下開田字祢宜谷五三四、五三五の二、字光臚三七九の二、浦字花谷四六六の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市谷口町字塚谷四六五、字大谷八二〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木村井字横谷一の一六・一の二一・一の二二・一の二四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一五、一の一七、一の一八、一の五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市葛川坊村町字北山三四、三五の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村龍神字五百原九一八の六〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十七号

仙台空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　仙台空港　宮城県名取市

三　変更の事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第五百八十九号及び平成十三年国土交通省告示第二百八十八号を参照）

イ　誘導路

延長　四千八百六十三メートル

ロ　エプロン

面積　十七万千百四十二平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年十一月十二日

○国土交通省告示第千五十八号

那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　那覇空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　那覇空港内及びその周辺　沖縄県那覇市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十年運輸省告示第八十四号及び平成十九年国土交通省告示第三百三十二号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

航空機接近警告灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	二百カンデラ

誘導路中心線上誘導路の一時停止すべき位置から滑走路の境界線までの間及び滑走路中心線上	

ロ　五　運用時間(2)中「飛行場灯台」の下に「及び航空機接近警告灯」を加えた。

ハ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「過走帯灯」の下に「、航空機接近警告灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年十一月十二日

○農林水産省告示第二千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字橋本七四四の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため